



「令和8年度 札幌市特別奨学生」募集

生活が困難になっている世帯の経済的自立を図ることを目的に、その世帯の生徒に対し技能習得要する学資(奨学金)を支給することを目的としています。返却の義務はありません。

希望する場合は、11/14(金)までに各学級担任に申し出てください。申請書類をお渡しします。準備すべき書類が多いので、早めに申し出てください。(札幌市のホームページからダウンロードも可能です)

○対 象

① 世帯の経済的自立のための技能習得を目指して、次のいずれかで学ぶ方であること。

ア 高等学校の職業学科(農業、工業、商業、水産、家庭、看護、福祉、情報)、または総合学科のうち技能の習得が見込まれるもの

イ 高等専門学校

ウ 特別支援学校(高等部)のうち普通科以外の学科(これに準ずるものを含む)

エ 技能の習得を目的とする専修学校

(高等課程または中学卒業後に進む場合の一般課程)

オ 技能の習得を目的とする各種学校等(高等学校相当課程)

② 世帯の月額収入が生活保護法による保護の基準に定めた金額の1.5倍以内であること

③ 児童本人又は本人を養育している方が住民基本台帳法に基づき札幌市の住民基本台帳に登録されていること。

④ 品行方正であること。

⑤ 生徒が技能を習得することにより世帯の経済的自立可能と認められること。

○募集人員 200名程度

○返還義務 なし

○奨学金(1)技能習得資金(月額)国公立5,000円 私立8,000円
(2)支度支援金(入学時のみ)国公立10,000円 私立15,000円

○申請の受付期間・場所

期 間 令和7年11月14日(金)～ 12月15日(月)

場 所 各区役所の保健福祉部 保健福祉課 地域福祉係

※ 中学校で作成する書類(調査意見書 様式4)を封入・封印の上、お渡しします。その書類と保護者が用意する書類を合わせて、上記の場所に申請をしていただくことになります。申請書類の内容について、聞き取りをする場合がありますので、必ず保護者の方に提出に行ってください。

申請期間は、上記のとおり12月15日(月)までとなっています。

○その他

・ 生活保護を受給中の方は、生業扶助(高等学校等就学費)との調整が必要となる場合がありますので、必ず事前に担当のケースワーカーにご相談ください。

・ この札幌市特別奨学金と札幌市教育委員会所管の「札幌市奨学金」の両方に申請することは可能ですが、同時に受給することはできませんので両方申請が通った場合は、どちらかを選ぶことになります。

○問合せ先 西区役所 保健福祉課 地域福祉係

TEL(代表)641-2400 (直通)641-6942

※対象となる学校(学科)等、詳細は札幌市のHPでご確認ください。